

犯罪被害者等基本法について

犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）は、犯罪被害者等の権利利益を保護することを目的とした法律。

昭和55年制定の犯罪被害者等給付金支給法や平成12年制定の犯罪被害者等保護二法等、従来の法律下で経済的支援や医療サービスが不足していたことや、二次的被害（風評被害・差別的扱い等）の訴えなど不満の声があがつたため、平成16年に成立し、平成17年4月に施行された。

（警察庁「犯罪被害者等基本法制定までの経緯」より一部抜粋）

犯罪被害者等支援条例の制定について

（1）支援条例の概要

- ①犯罪被害者等基本法の趣旨にのっとり、支援に関する基本理念を定めること。
- ②町、村民等及び事業者の責務を明らかにすること。
→誹謗中傷、プライバシーの侵害等二次的被害の防止
- ③支援についての基本事項を定めること。
→見舞金制度の他、関係団体との情報提供体制など
以上のように、支援に対する根拠を明確化させることで、支援に関する施策を総合的に推進するとともに、被害者が受けた被害の軽減、回復を図り、安全で安心して暮らすことができる地域社会を目指す。

- 対象となる犯罪行為
加害者の故意による犯罪行為全般が対象。

（2）支援条例の必要性について

●埼玉県内の居住地格差の解消

令和6年4月1日現在、県内の支援条例の制定数は、54／63市町村であり、内見舞金の制度があるのは50市町村。こうした中、条例の制定の有無により、被害者が受ける支援に地域間で格差が生じないようにすることが重要

見舞金制度について

（1）見舞金の必要性について

犯罪被害者の中には被害直後の治療費・葬儀費用等の出費や休職等に伴う経済的問題も抱えていることが多い。

●国の支援制度ではダメなのか？

国の給付金の額は高いが、様々な調査、裁定が必要なため支給までに長期間を要する。そのため、少額であっても、その間にかかる費用を市町村レベルで支援できることが重要なとなる。

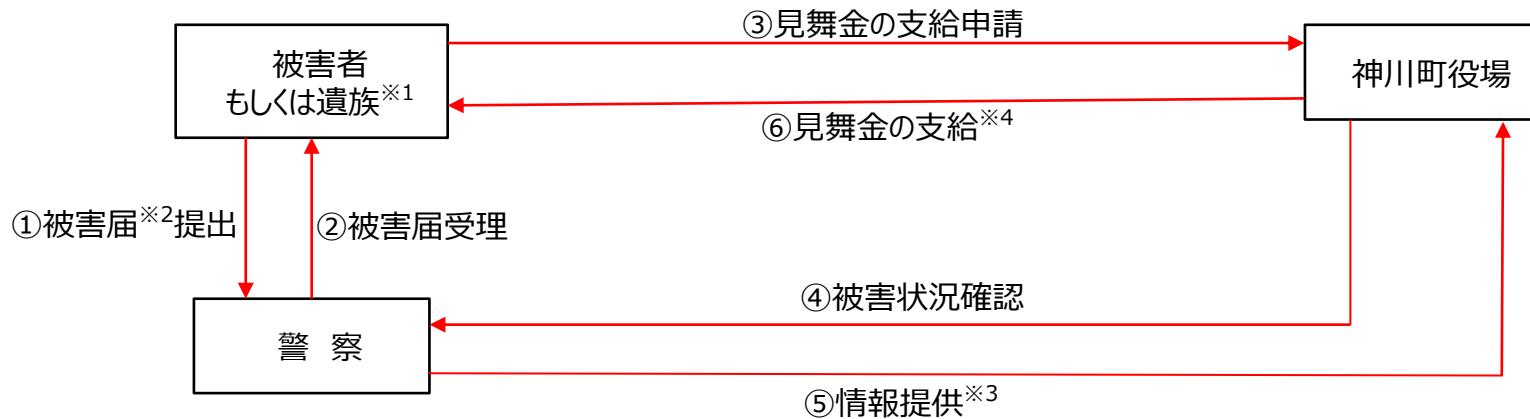
（2）見舞金の額

傷害見舞金 10万円
遺族見舞金 30万円

被害者等支援体制

■ 見舞金支給までの流れ

被害者等の生活を守るため、警察と協力して対応します。また、ここで図示するのはあくまで一例です。



	役割
被害者 もしくは遺族 ^{※1}	<ul style="list-style-type: none"> 警察への被害届提出^{※2} 見舞金の支給申請
警察	<ul style="list-style-type: none"> 被害相談 被害届に応じた犯罪の捜査・解決等 被害者等の安全確保
神川町	<ul style="list-style-type: none"> 見舞金支給申請の受理 対象者かどうかの確認 見舞金の支給

※1 見舞金の申請に関しては、被害者の遺族の内、第一順位遺族となる人に限ります。範囲については、資料3をご覧ください。

※2 被害届の提出が困難であると町長が認めた場合は、必ずしも提出することを要件としません。

※3 支給対象者になるかの判断のため、被害者もしくは遺族の同意が得られた場合のみ、被害者の情報を提供いただきます。

※4 支給対象外と判断した場合には、支給されません。

見舞金の支給対象について

■ 支給対象者の範囲

■ 見舞金支給対象者の範囲

○傷害見舞金 被害者本人

○遺族見舞金 被害者の第1順位の遺族（次に掲げる者）

- (1) 被害者の配偶者（婚姻届は提出していないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあったものを含む）
- (2) 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- (3) (2) に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

■ 見舞金の支給対象外と判断される場合

犯罪が行われた時点で次の状態にある者

- (1) 犯罪被害者または第1順位遺族と加害者との間に次のいずれかの関係があったとき。

ア 夫婦（事実婚も含む）

イ 直系血族（親子については、事実上の養子縁組と同様の場合にあったものも含む）

ウ 3親等内の親族（アまたはイで掲げるものを除く）

- (2) 犯罪被害について被害者または第1順位遺族に次のいずれかの行為があったとき。

ア 当該犯罪行為を教唆し、又はほう助する行為

イ 過度の暴行又は脅迫、重大な侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為

ウ 当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為

- (3) 犯罪被害者又は第1順位遺族に次のいずれかに該当する事由があったとき。

ア 当該犯罪行為を容認していたこと。

イ 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していたこと。

ウ 当該犯罪行為に対する報復として、加害者又はその親族その他の加害者と密接な関係にある者の生命を害し、又は身体に重大な害を加えたこと。

※ただし、見舞金の支給が社会通念上適切であると町長が認めたときはこの限りではありません。